

○大分県漁港管理条例施行規則

昭和三十四年四月三日

大分県規則第二十三号

大分県漁港管理条例施行規則をここに公布する。

大分県漁港管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県漁港管理条例（昭和三十二年大分県条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為制限区域内の自由行為)

第二条 条例第四条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 水産加工又は漁具乾燥に要する工作物を仮設する場合
- 二 漁船、漁具又は水産物の保管に要する工作物を仮設する場合
- 三 船舶の巻揚又は誘導に要する機械又は工作物を仮設する場合

2 前項各号に掲げる行為をした者は、当該施設設置の日から五日以内に、仮設物設置届（第一号様式）によりその旨を知事に届け出なければならない。

(制限行為の承認申請)

第三条 条例第四条第一項の承認を受けようとする者は、制限行為承認申請書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。

(漁港施設の使用届)

第四条 条例第九条の規定による届出は、漁港施設使用届（第三号様式）によるものとする。

(漁港施設の占有許可申請)

第五条 条例第十条第一項に規定する漁港施設の占有の許可を受けようとする者は、漁港施設占有許可申請書（第四号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、前回の許可と同一内容の許可を引き続き申請しようとするときは、省略することができる。

- 一 位置図、土地地形図、断面図、実測平面図、求積図及び現況写真
- 二 直接の利害関係を有する者があるときは、その者の承諾書

(漁港施設の使用許可申請)

第六条 条例第十一条第一項に規定する漁港施設の使用の許可を受けようとする者は、係留指定施設使用許可申請書（第五号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - 一 本人確認書類（運転免許証又は小型船舶操縦免許証等の写し）
 - 二 船舶検査証書の写し
 - 三 誓約書（第六号様式）
- 3 知事は、条例第十一条第一項の許可をしたときは、使用許可証（第七号様式）を交付するものとする。
- 4 前項の使用許可証は、使用の許可を受けた船舶の船外から確認できる位置に貼付しなければならない。
- 5 条例第十一条第一項の許可を受けた事項に変更が生じた場合は、係留指定施設許可事項変更届（第八号様式）を知事に提出しなければならない。

（漁港施設の使用廃止の届出）

第七条 条例第十一条第一項に規定する漁港施設の使用の許可を受けた者は、使用を廃止しようとするときは、係留指定施設使用廃止届（第九号様式）を知事に提出しなければならない。

（制限の対象としない船舶）

第八条 条例第十二条の規則で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

- 一 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する船舶その他の公用船
- 二 工事に従事する船舶
- 三 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項の船舶運航事業の用に供する船舶

（使用料等及び土砂採取料等の納付）

第九条 条例第十四条第一項に規定する使用料等は、知事の発行する納入通知書又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者による納付（以下「指定納付受託者による納付」という。）により一括して徴収するものとする。

- 2 使用若しくは占用の許可又は協議に係る期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料等は、毎年度、当該年度分を四月末日までに徴収するものとする。
- 3 前二項の規定は、条例第十五条第一項に規定する土砂採取料等について準用する。この場合において、前二項中「使用料等」とあるのは「土砂採取料等」と、前項中「使用」とあるのは「採取」と読み替えるものとする。

（使用料の納付の特例）

第十条 知事は、前条の規定にかかわらず、条例別表第一に定める岸壁及び可動橋の使用に係る使用料については、当該使用に係る条例第九条の規定による届出の際に、その都度現金又は指定納付受託者による納付により徴収することができる。ただし、当該使用料のうち、一月に数回以上使用する場合で、その都度現金又は指定納付受託者による納付により徴収することが困難であると認めるものについては、当月分をまとめて翌月の十五日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）までに徴収することができる。

（使用料等及び土砂採取料等の減免申請）

第十一条 条例第十四条第二項の規定により使用料等の減免を受けようとする者は、当該届出又は許可申請の際に、使用料等／減額／免除／申請書（第十号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第十五条第二項において準用する条例第十四条第二項の規定により土砂採取料等の減免を受けようとする者は、土砂採取料等／減額／免除／申請書（第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

（／出港／入港／届）

第十二条 条例第十六条第一項の規定による届出は、／出港／入港／届（第十二号様式）

（国際航海に従事する船舶にあつては入出港届（漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第五号様式））によるものとする。

（漁港施設損傷届）

第十三条 条例第十九条の規定による届出は、漁港施設損傷届（第十三号様式）によるものとする。

（危険物等の種類）

第十四条 条例第五条第三項の危険物等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十七号）別表に掲げるもの
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第六条各号に掲げるもの
- 三 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第一及び第二に掲げるもので医薬品及び医薬部外品以外のもの
- 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項までに規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち

ち同法第四十四条の九に規定する政令により当該感染症について同法第二十九条の規定が準用されるもの及び同法第六条第九項に規定する感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのあるもの

(書類の経由)

第十五条 条例又はこの規則の規定により、知事に提出する書類は、当該行為地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年十一月一日から適用する。

附 則 (昭和三五年規則第一八号)

この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三〇年規則第三八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年規則第三八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三〇年規則第三一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年規則第一四号)

この規則は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年規則第二九号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年規則第三〇号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年規則第三三号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一二一号）

この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第八号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和四年規則第二〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県漁港管理条例施行規則第六条第三項の規定により交付されている第七号様式の使用許可証は、当該使用許可証の有効期間が満了するまでの間は、改正後の大分県漁港管理条例施行規則第六条第三項の規定により交付された第七号様式の使用許可証とみなす。

附 則（令和五年規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年規則第一〇号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

仮 設 物 設 置 届

下記のとおり漁港の区域内の陸域の行為制限地区内に仮設物を設置したので、届け出
ます。

記

- 1 仮設物の種類
- 2 設置の目的
- 3 設 置 場 所(見取図及び配置図添付)
- 4 仮設物の構造(平面図及び断面図添付)
- 5 設 置 期 間 年 月 日から 月 日間
年 月 日まで
- 6 所 有 者(又は工事責任者)
住 所
氏 名

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

漁 港 施 設 使 用 届

下記のとおり漁港施設を使用したいので、届け出ます。

記

1 使用する施設
施設の種類
位置及び面積(図面添付)

2 使用の目的

3 使用期間 年 月 日から 月 日 間
年 月 日まで

4 使用料 円

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地〕

漁港施設占有許可申請書

下記のとおり漁港施設を占有したいので、大分県漁港管理条例第10条第1項の規定により、許可申請をします。

記

- 1 漁港名 漁港
- 2 施設の種類
- 3 占有期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 占有場所 市 町
郡 村
- 5 占有目的
- 6 占有面積 平方メートル
- 7 工事の実施方法
- 8 添付図書 位置図、土地地形図、断面図、実測平面図、求積図及び現況写真

備考 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

【裏 面】

誓 約

申請者は、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、申請者が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

□1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

□2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第5号様式(第6条関係)

係留指定施設使用許可申請書	
年 月 日	
大分県知事	殿
申請者 住 所 氏 名 電話番号 携帯番号 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
下記のとおり係留指定施設を使用したいので、大分県漁港管理条例第11条第1項の規定により申請します。	
記	
使用漁港名	
係留指定施設	
使用の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
船 名	
船舶番号	
船舶の長さ	m cm
最大船幅	m cm
総トン数	
船舶所有者の住所等	住所(所在地) 氏名 電話番号 携帯番号 ※申請者と同一の場合は記入不要

【添付書類】

- ・ 本人確認書類(運転免許証又は小型船舶操縦免許証等の写し)
- ・ 船舶検査証書の写し
- ・ 誓約書

【個人情報の取扱いについて】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、係留指定施設の使用許可手続にのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

第6号様式(第6条関係)

誓 約 書

第1 暴力団等でない旨の誓約

申請者は、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、申請者が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

- 1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- ※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

【裏面】

第2 係留指定施設使用に関する誓約

申請者は、次の事項について誓約します。

- 1 係留指定施設の利用に当たっては、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)及び大分県漁港管理条例(昭和33年大分県条例第42号)の規定及び係留指定施設の使用許可に際して付された条件を遵守し、漁業活動及び他の使用者の使用に支障を及ぼす行為は行いません。
- 2 漁港区域内における係留については、知事の指示に従います。
- 3 漁港区域内における事故の防止に努め、第三者に損害を与えた場合は、私の責任において処理します。
- 4 係留中の船舶については、自己の責任において安全かつ適正に管理します。
- 5 許可期間満了により、引き続き使用しない場合又は許可期間中に使用を廃止した場合は、船舶、係留ロープその他私が設置した物件について、自己の責任において原状回復します。
- 6 上記項目の違反により知事から本申請に係る船舶の移動又は撤去を命ぜられたときは、直ちにその命令に従います。

大分県知事 殿

年 月 日

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

第7号様式(第6条関係)



備考 様式は、縦10センチメートル、横15センチメートルの楕円形とする。

第8号様式(第6条関係)

係留指定施設許可事項変更届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

電話番号

携帯番号

〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

下記のとおり許可に係る事項に変更が生じたので、大分県漁港管理条例施行規則第6条第5項の規定により届け出ます。

記

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更事項	1 住所 ・ 2 氏名 ・ 3 電話(携帯)番号 ・ 4 船舶に関する事項
変 更 前	
変 更 後	
備 考	

注 変更事項欄は該当する番号を○で囲むこと。

特記事項がある場合は、備考欄に記載すること。

第9号様式(第7条関係)

係留指定施設使用廃止届

大分県知事 殿

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

電話番号

携帯番号

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

下記のとおり係留指定施設の使用を廃止したいので、大分県漁港管理条例施行規則第7条の規定により、届け出ます。

記

漁港名	
係留箇所	
許可番号	
許可の期間	年 月 日から 年 月 日
廃止の期日	年 月 日
廃止の理由	

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

使用料等 減額 申請書
免除

下記のとおり大分県漁港管理条例第14条第2項の規定により、使用料等の減額免除を申請します。

記

- | | | | | |
|---|----------|---------|--------------------|--------|
| 1 | 漁港名 | 漁港 | | |
| 2 | 使用
占有 | する施設の種類 | | |
| 3 | 使用
占有 | する場所 | 市
郡 | 町
村 |
| 4 | 使用
占有 | の期間 | 年 月 日から
年 月 日まで | |
| 5 | 減額
免除 | の理由 | | |

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

土砂採取料等 減 額 申 請 書
免 除

下記のとおり大分県漁港管理条例第15条第2項において準用する同条例第14条第2項の規定により、土砂採取料等の減額免除を申請します。

記

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 漁港名 | 漁港 |
| 2 土砂採取料又は占用料の別 | |
| 3 土砂採取又は占用の場所 | 市 町
郡 村 |
| 4 土砂採取又は占用の期間 | 年 月 日から
年 月 日まで |
| 5 減額免除の理由 | |

第12号様式(第12条関係)

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 丸船長

出 港 届
入 港 港

下記のとおり出港入港するので、届け出ます。

記

- 1 船種及び船名 貨客 船 丸
機帆
- 2 船 籍 港 県 港
- 3 総 ト ン 数 ト ン
- 4 入 港 期 日 年 月 日 仕出港 港
出 港 期 日 年 月 日 仕向港 港
- 5 船主又はよう船者
住 所
氏 名

第13号様式(第13条関係)

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

漁 港 施 設 損 傷 届

下記のとおり漁港施設を損傷したので、届け出ます。

記

- 1 施設の種類
- 2 損傷の場所(図面添付)
- 3 損傷の状況(写真添付)